■ 空家等の現状報告について

資料1

【町で把握している空家等の件数は以下のとおり(12月末現在)】

項目	件数
倒壊等危険度(低)	51 件
倒壊等危険度(中)	15 件
倒壊等危険度(高)	12 件
合 計	78 件

【今年度の動向について】

1.	新たに登録した空家等の件数	6	件
	• 倒壊等危険度(低)	1	件
	• 倒壞等危険度(中)	4	件
	• 倒壞等危険度(高)	1	件
	○把握に至った経緯		
	• 近隣住民及び親族からの相談	3	件
	・町内会からの情報提供	1	件
	• 関係機関からの情報提供	1	件
	・巡回調査中に確認	1	件
2.	空家状態が解消された空家等の件数	12	件
	・解体により解消	6	件
	・入居により解消	4	件
	・使用等により解消	2	件

当別町危険空家等除却補助金のご案内

(案)

町内にある倒壊等いちじるしく危険性のある空家等から、町民の安全で安心な居住環境を確保することを目的とし、除却工事にかかる費用の一部を補助します。

1. 補助対象とする危険空家等※

- ①個人が所有する建築物
- ②使用のない状態で1年以上が経過
- ③所有権以外の権利が設定されていない
- ④補助を受けるために故意に破損させたものではない
- ⑤除却工事に関して、 他の補助金を受けていない
- ⑥昭和56年以前に建築された

①~⑥の要件をすべて満たす危険空家等が対象となる

- ※危険空家等…特定空家等、不良住宅をさします。
 - ・特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項(そのまま放置すれば倒壊等 著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管 理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等)に相当と町が認定したもの。
 - ・不良住宅 住宅地区改良法第2条第4項(主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの)で、住宅の不良度測定による評価点合計が100点以上であるもの。

2. 補助対象者(申請者)

- ①空家等の所有者、または相続人であること(法人を除く)
- ②他に相続人がいる場合は、全員の同意を得ていること
- ③本町において納付すべき町税を滞納していないこと
- ④当別町暴力団排除の推進に関する条例で規定する暴力団員でないこと
- ①~④の要件をすべてみたす者が対象となる。

3. 対象となる除却工事*1

- ①除却工事施工者※2が実施する除却工事であること
- ②補助金の交付決定日までに除却工事に着手していないこと
- ③12月末までに工事を完了していること
- ①~③の要件をすべてみたす工事が対象となる。

(住宅内、並びに敷地内にある家財道具、機械、車両等の動産の処分及び修繕等は対象外)

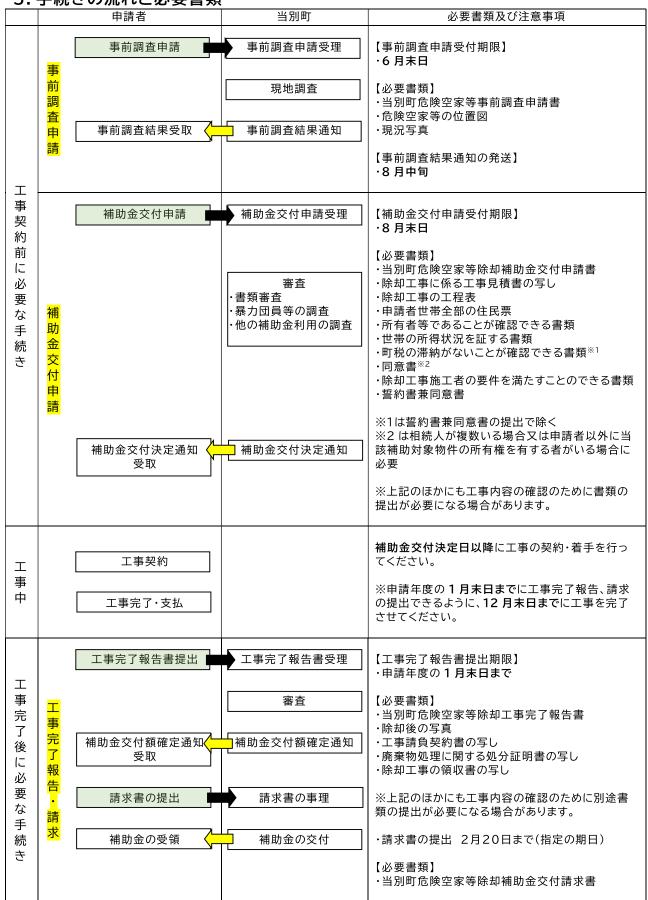
- ※1除却工事…危険空家等を解体し、撤去する工事
- ※2 除却工事施工者…建設業法に基づく業種(土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか)の許可を受けた事業者

又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく道知事 による登録を受けた事業者

4. 補助金の交付額

- ①補助対象除却工事に要する経費の 4/5(千円未満切り捨て)
- ②国土交通大臣が定める標準除却工事費の1m3あたりの額に延べ面積を乗じた基準額の4/5
- ③100万円
- ①~③に掲げる額のうち、いずれかの少ない額とする

5. 手続きの流れと必要書類



6. 募集件数

2件/年を予定しています。

※応募多数の場合は、除却工事を行う必要性の高い者を優先します。

7. 注意事項

- ①すでに完了した工事、着手した工事、交付決定前に行った契約による工事は補助の対象とはなりません。
- ②申請者、見積書及び領収書の宛名、補助金振込先の口座名義人は全て同じであることが必要です。
- ③除却後の土地は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、固定資産税など の税金が上がることがあります。
- ④申請、報告及び請求は、締切期限を厳守してください。期限が過ぎた場合は、 補助金が交付されないことがあります。
- ⑤同一会計年度において、1人につき1度限りの申請となります。

8.補助金制度 Q&A

- Q1. 工作物のみを解体する工事は対象になりますか?
 - A. 対象にはなりません。家屋の解体をする工事が対象になります。
- Q2. 車庫などを残して家屋だけを除却する工事は補助の対象となりますか?
 - A. 対象にはなりません。敷地内にある工作物なども全て除却する工事を対象としています。
- Q3. 自宅の建て替えのためにこの補助金を申請できますか?
 - A. 危険な空家等の除却する工事が対象となりますので、自宅の建て替えに 伴う工事は補助の対象にはなりません。
- Q4. 代理の者が補助金を申請することは可能ですか?
 - A. 補助対象者以外の方は申請できません。申請の手続きは代理の方でも可能です。
- Q5. 自分で行う除却工事は、補助の対象となりますか?
 - A. 対象とはなりません。申請者と工事業者との間で請負契約を交わし、工事代金の支払われた工事について補助します。

【申請先・問合せ先】

当別町 住民環境部 環境生活課 町民生活係 電話0133-23-3209(直通)